令和3年度PTA臨時総会 議案

大野東小学校 PTA規約改定（案）

（現規約）

第7条（役員・委員の任期と免除）

役員のうち会長・副会長・庶務・会計（以下、執行部役員という）の任期は以下の通りとする。

1．執行部役員としての任期を通算して2年とする。ただし再任は妨げない。

2．上記の任期は原則、連続した年数とする。

その他の役員及び委員の任期は以下の通りとする。

役員および委員に欠員が生じた場合、残任期間によって、欠員補充を必ずしも必要としない。

必要と認められた場合は、会長が後任者を選任する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3．委員のうち部長・副部長に就任したものは翌年度以降、各部の部長・副部長の役職を免除される。

4．PTA会長以外の全ての役職の選出において、以下の条件にあてはまるPTA会員はその選出から免除される。ただし本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。

尚、仕事については就業形態に関わらず、免除理由とはならない。

・病気療養中もしくは妊娠中である

・家庭に継続的な介護を要するものがいる

・ひとり親家庭

・役員及び委員を2年間務めた

・その他PTA会長が認めた場合

（改定案）

第7条（役員・委員の任期）

役員のうち会長・副会長・庶務・会計（以下、執行部役員という）の任期は以下の通りとする。

1．執行部役員としての任期を通算して2年とする。ただし再任は妨げない。

2．上記の任期は原則、連続した年数とする。

その他の役員及び委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

役員および委員に欠員が生じた場合、残任期間によって、欠員補充を必ずしも必要としない。

必要と認められた場合は、会長が後任者を選任する。後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

※ なお、現規約の第７条　３　の内容については「PTA 活動のしおり」に記載する予定です。